令和８年 10 月７日

各位

一般社団法人発明推進協会

改訂８版　解説 特許法　正誤表

以下のとおり本書に誤記がございました。関係各位にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。 謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。なお、今後、新たな誤記が見つかった場合、 正誤表を随時更新してまいります。

本件のお問い合わせ：一般社団法人発明推進協会 出版チーム 入江佳由(℡03-3502-5433／y-irie@jiii.or.jp)

訂正日	該当頁及び該当箇所	正	誤
2026.10.07	p.374：12 行目 (ⅰ)特定数量が存在しない場合	p.375：６行目「定を示す。」と７行目「以下、実施相応数量が…」の間に移動	p.374：12 行目のまま

※本 PDF の２、３頁と併せてご確認ください。

誤

損害額＝ 譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分 × 侵害行為がない場合の特許権者が販売できた物の単位数量当たりの利益

図９－３－４

ただし、当該超えない部分のうち全部又は一部に相当する数量を特許権者等が販売できない事情がある場合、その事情に相当する数量（特定数量）が控除される（102条１項１号括弧書）。

以上は、令和元年改正において、改正前の102条１項に対し、新たに「実施相応数量」「特定数量」という法律用語が定義されるとともに文書表現が変更されたものであるが、改正前の特許法102条１項と実質的に異なるところはない。

(i)　特定数量が存在しない場合

「実施相応数量」とは、「特許権者等」の実施の能力に応じた数量、すなわち、特許製品の供給可能な数量をいう。このため、損害額の算定要因となる「譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分」は譲渡数量と等しいか、それより少ないこととなる。例えば侵害者が年間に1000台の特許製品を販売した場合、特許権者等の製造設備の規模から年間100台しか特許製品を製造できない場合、譲渡数量は1000台、実施相応数量は100台となり、当該「譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分」は実施相応数量と同数の100台となる。一方、実施相応数量が年間1000台を超える場合、当該「譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分」は譲渡数量と同数の1000台ということになる。

「特定数量」とは、譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分の全部又は一部に相当する数量を当該特許権者等が販売できないとする事情があるときの、当該事情に相当する数量をいう（102条１項１号括弧書）。

「特許権者等が、譲渡数量を販売できない事情」として、１）特許権者と侵害者の業務態様や価格等に相違が存在すること（市場の非同一性）、２）市場における競合品の存在（非侵害代替品）、３）侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告等も含む）、４）侵害品及び特許権者の製品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）の相違が考えられる〈判例チェック㉖〉。

一方、令和元年法改正では、譲渡数量より実施相応数量が少ない場合や、

特定数量が存在する場合に控除される侵害者の販売数量、すなわち、譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量に対して、実施料相当額が損害額として加算されることが規定された（102条１項２号）。

(1)　特許法102条１項１号に基づく損害額の算定

簡単に、特定数量が存在しない場合と存在する場合について損害額の算定を示す。

以下、実施相応数量が譲渡数量を超える場合と、譲渡数量より少ない場合について説明する。

a．実施相応数量が譲渡数量を超える場合

図９－３－５に示すように、特許製品の市場に特許権者と侵害者のみしか存在しないという、極めて単純な市場構造を仮定した場合、例えば特許製品の年間市場が１万台で、特許権者のシェア30％、侵害者のシェア70％であり、侵害がない場合において特許権者等が販売した場合の１台当たりの利益を10万円とすれば、特許権者は、侵害者の販売数（7000台）に１台当たりの利益（10万円）を乗じた、７億円を１年間に生じた損害額として請求することが可能となる。

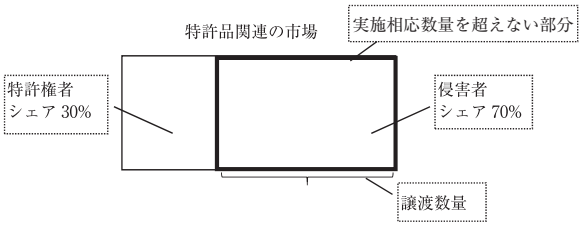

図９－３－５

b．実施相応数量が譲渡数量より少ない場合

例えば中小企業である特許権者等が特許製品の製造、販売を行っており、大企業が特許権を侵害した場合、仮に特許権の侵害がなかったとしても、製造設備の規模等から大企業が販売した譲渡数量全部を特許権者が販売できないことはあり得る。図９－３－５の例において、譲渡数量の40％が実施相応数量とした場合、図９－３－６に示すように、本規定に基づく損害額は、譲渡数量7000台の40％となる実施相応数量2800台に特許権者の１台当たりの利益10万円を乗じた2.8億円となる。このよう

損害額＝ 譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分 × 侵害行為がない場合の特許権者が販売できた物の単位数量当たりの利益

図９－３－４

ただし、当該超えない部分のうち全部又は一部に相当する数量を特許権者等が販売できない事情がある場合、その事情に相当する数量（特定数量）が控除される（102条１項１号括弧書）。

以上は、令和元年改正において、改正前の102条１項に対し、新たに「実施相応数量」「特定数量」という法律用語が定義されるとともに文書表現が変更されたものであるが、改正前の特許法102条１項と実質的に異なるところはない。

「実施相応数量」とは、「特許権者等」の実施の能力に応じた数量、すなわち、特許製品の供給可能な数量をいう。このため、損害額の算定要因となる「譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分」は譲渡数量と等しいか、それより少ないこととなる。例えば侵害者が年間に1000台の特許製品を販売した場合、特許権者等の製造設備の規模から年間100台しか特許製品を製造できない場合、譲渡数量は1000台、実施相応数量は100台となり、当該「譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分」は実施相応数量と同数の100台となる。一方、実施相応数量が年間1000台を超える場合、当該「譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分」は譲渡数量と同数の1000台ということになる。

「特定数量」とは、譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分の全部又は一部に相当する数量を当該特許権者等が販売できないとする事情があるときの、当該事情に相当する数量をいう（102条１項１号括弧書）。

「特許権者等が、譲渡数量を販売できない事情」として、１）特許権者と侵害者の業務態様や価格等に相違が存在すること（市場の非同一性）、２）市場における競合品の存在（非侵害代替品）、３）侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告等も含む）、４）侵害品及び特許権者の製品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）の相違が考えられる〈判例チェック㉖〉。

一方、令和元年法改正では、譲渡数量より実施相応数量が少ない場合や、特定数量が存在する場合に控除される侵害者の販売数量、すなわち、譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量に対して、実施料相当額が損害額として加算されることが規定された（102条１項２号）。

(1)　特許法102条１項１号に基づく損害額の算定

簡単に、特定数量が存在しない場合と存在する場合について損害額の算定を示す。

(i)　特定数量が存在しない場合

以下、実施相応数量が譲渡数量を超える場合と、譲渡数量より少ない場合について説明する。

a．実施相応数量が譲渡数量を超える場合

図９－３－５に示すように、特許製品の市場に特許権者と侵害者のみしか存在しないという、極めて単純な市場構造を仮定した場合、例えば特許製品の年間市場が１万台で、特許権者のシェア30％、侵害者のシェア70％であり、侵害がない場合において特許権者等が販売した場合の１台当たりの利益を10万円とすれば、特許権者は、侵害者の販売数（7000台）に１台当たりの利益（10万円）を乗じた、７億円を１年間に生じた損害額として請求することが可能となる。

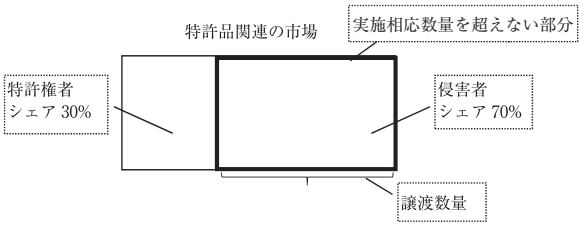

図９－３－５

b．実施相応数量が譲渡数量より少ない場合

例えば中小企業である特許権者等が特許製品の製造、販売を行っており、大企業が特許権を侵害した場合、仮に特許権の侵害がなかったとしても、製造設備の規模等から大企業が販売した譲渡数量全部を特許権者が販売できないことはあり得る。図９－３－５の例において、譲渡数量の40％が実施相応数量とした場合、図９－３－６に示すように、本規定に基づく損害額は、譲渡数量7000台の40％となる実施相応数量2800台に特許権者の１台当たりの利益10万円を乗じた2.8億円となる。このよう